

◎社会福祉主事等の任用資格

社会福祉の現場（行政機関や施設など）にはさまざまな職種が存在する。それらのなかで、特定の職種は一定の資格が必要であったり、また必ずしも資格を必要としない職種もあるなど、内容は複雑多岐にわたっているのが社会福祉の職種の特徴である実情である。

そのなかで、社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司は、地方公務員として都道府県・市町村の各種相談所や福祉事務所に、福祉の専門職として配属される。言い換えれば、これらの職は公務員としてのみ存在する。これらの職には、公務員として採用された後、所定の行政機関に配属され、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（資格により異なる）を修めて卒業した者が任用される。なお、社会福祉士は、これらすべての任用資格の任用要件を満たすことができる。

社会福祉主事

「社会福祉法」第 19 条に規定された福祉六法の施行に関する都道府県知事または市長村長の事務の執行を補助することを職務とする。年齢 20 歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があることも要件となっている。

本学科は、教育課程（カリキュラム）の中に指定科目（表 1）を配列しており、これらの科目の中から 3 科目以上を修めて卒業した者には社会福祉主事の任用資格が与えられる。

児童指導員

児童福祉法に規定された児童福祉施設（児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設など）において、子どもの成長と自立を支援し、生活や学習の指導を行う者である。本学部を卒業した者には、児童指導員の任用資格が与えられる。

児童福祉司

児童相談所で児童相談に関わるケースワーカーである。本学部を卒業し、厚生労働省で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談援助業務に従事したもの等に任用資格が与えられる（「児童福祉法」第 13 条）。

身体障害者福祉司

「身体障害者福祉法」第 11 条の 2 及び第 12 条に規定され、都道府県の身体障害者更生相談所や市町村の福祉事務所において、法に定められた業務を行う者とされている。具体的には、身体障害者に関わるケースワーカーである。

本学科は、教育課程（カリキュラム）の中に指定科目（表 2）を配列しており、これらを修めて卒業した者には身体障害者福祉司の任用資格が与えられる。

知的障害者福祉司

「知的障害者福祉法」第 14 条に規定され、知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる者とされている。都道府県の知的障害者更生相談所や市町村の福祉事務所において、法に定められた業務を行う。具体的には、知的障害者に関わるケースワーカーである。

知的障害者福祉司については、現在のところ科目の指定がないので、任用資格の取得はできないが、社会福祉主事の資格を有し知的障害者福祉に関する実務経験を二年以上積むことにより、任用資格が与えられる。

その他の職種・資格

このほか、児童遊園や児童館などの児童厚生施設で**児童の遊びを指導する者**、障害者関係施設（身体障害者更生施設、知的障害者援護施設など）・高齢者関係施設（養護老人ホーム・老人デイサービスなど）などの**生活指導員**、**生活相談員**あるいは**ソーシャル・ワーカー**などといった職種が存在する。これらの職種の採用・任用は、基本的には社会福祉学科を卒業していること、または、社会福祉主事の任用要件を満たしていることが、要件となっている。

(表1) 社会福祉主事の資格に関する科目指定 (注1)
法令による指定科目を3科目以上、選択必修

指 定 科 目	21～22 年度生用	20～17 年度生用
社会福祉概論	社会福祉の原理と政策 (I・II)	現代社会と福祉 (I・II)
社会福祉事業史	社会福祉発達史 (A・B)	社会福祉発達史 (A・B)
社会福祉援助技術論	ソーシャルワークの基盤と専門職 (I・II) ソーシャルワークの理論と方法 (I・II)	相談援助の基盤と専門職 (I・II) 相談援助の理論と方法 (I・II)
社会福祉調査論	社会福祉調査の基礎	社会調査の基礎
社会福祉施設経営論	福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営
社会福祉行政論	—	福祉行財政と福祉計画
社会保障論	社会保障 (I・II)	社会保障 (I・II)
公的扶助論	貧困に対する支援	低所得者に対する支援と生活保護制度
児童福祉論	児童・家庭福祉	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
家庭福祉論		
保育理論	保育と子育て支援	保育学
身体障害者福祉論	障害者福祉	障害者に対する支援と障害者自立支援制度
知的障害者福祉論	障害者福祉	障害者に対する支援と障害者自立支援制度
精神障害者保健福祉論	—	—
老人福祉論	高齢者福祉	高齢者に対する支援と介護保険制度 (I・II)
医療社会事業論	—	—
地域福祉論	地域福祉と包括的支援体制 (I・II)	地域福祉の理論と方法 (I・II)
法学	法学	法学
民法	民法	民法
行政法	行政法	行政法
経済学	経済学	経済学
社会政策	—	—
経済政策	—	—
心理学	心理学と心理的支援	心理学理論と心理的支援
社会学	社会学と社会システム	社会学理論と社会システム
教育学	教育学 教育学概論	教育学 教育学概論
倫理学	倫理学 倫理学概論	倫理学 倫理学概論
公衆衛生学	—	—
医学一般	人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病
リハビリテーション論	リハビリテーション論	リハビリテーション論
看護学	—	—
介護概論	介護概論	介護概論
栄養学	—	—
家政学	—	—

(注1) 平成12年3月31日厚生省告第153号：社会福祉主事の資格に関する科目指定
令和2年3月6日社援発0306第28号：社会福祉に関する科目の読替えの範囲等の一部改正について

(表2) 身体障害者福祉司の任用に関する科目

次の表の指定科目 I 群及び II 群のすべてを修得しなければならない。

法令による科目系列		本学開講科目		単位数	履修基準
		21～22 年度生用	20～17 年度生用		
I 群	社会事業概論	社会福祉の原理と政策Ⅰ	現代社会と福祉Ⅰ	4	1 科目以上選択必修
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	現代社会と福祉Ⅱ		
	社会事業史	社会福祉発達史 A	社会福祉発達史 A	2	
		社会福祉発達史 B	社会福祉発達史 B	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅰ	現代社会と福祉Ⅰ	4	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	現代社会と福祉Ⅱ		
	社会事業施設論	福祉サービスの組織と経営 (2単位)	福祉サービスの組織と経営 (2単位)	2	
		—	福祉行財政と福祉計画	2	
	社会事業行政	社会福祉の原理と政策Ⅰ	現代社会と福祉Ⅰ	4	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	現代社会と福祉Ⅱ		
社会事業方法 〔ケース・ワーク グループ・ワーク コミュニティー・オーガニゼーション〕	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	相談援助の理論と方法Ⅰ	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	相談援助の理論と方法Ⅱ	2		
	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ・Ⅱ	地域福祉の理論と方法Ⅰ・Ⅱ	4		
II 群	社会立法	法学	法学	4	1 科目以上選択必修
	社会政策	社会保障Ⅰ・Ⅱ	社会保障Ⅰ・Ⅱ	4	
	社会病理又は社会問題	福祉の仕事	福祉の仕事	4	
		社会福祉の考え方	社会福祉の考え方		
		地域環境概論	地域環境概論	2	
		社会学	社会学	2	
	社会調査	社会調査論	社会調査論	4	
		社会福祉調査の基礎	社会調査の基礎	2	
	社会統計	社会調査論	社会調査論	4	
		社会福祉調査の基礎	社会調査の基礎	2	
	社会衛生	人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	4	
		保健医療福祉	保健医療サービス		
		地域ケア実践論	地域ケア実践論	2	
	精神衛生	社会福祉特別講義 A	社会福祉特別講義 A	2	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅰ・Ⅱ	精神保健の課題と支援Ⅰ・Ⅱ	4	
	身体障害者の心理	精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ	精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ	4	
障害者福祉		障害者に対する支援と障害者自立支援制度	2		
社会教育	地域協働活動Ⅰ・Ⅱ	コミュニティ活動Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	2		
	ボランティア論とその活動	ボランティア論	2		
職業指導	障害者福祉	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	2	1 科目以上選択必修	
補装具知識					